

狭あい道路整備事業 事前協議 について

建築確認申請前に後退用地を「寄附する」のか「寄附しない」のかを市と「協議」します。

身近にある2項道路という生活道路は、日常の人や車の通行という本来の目的はもちろん、通風、採光、日照などの良好な生活環境の確保と災害時の避難、防火など防災上でも重要な役割を持っています。

敷地が 2項道路 に接する場合

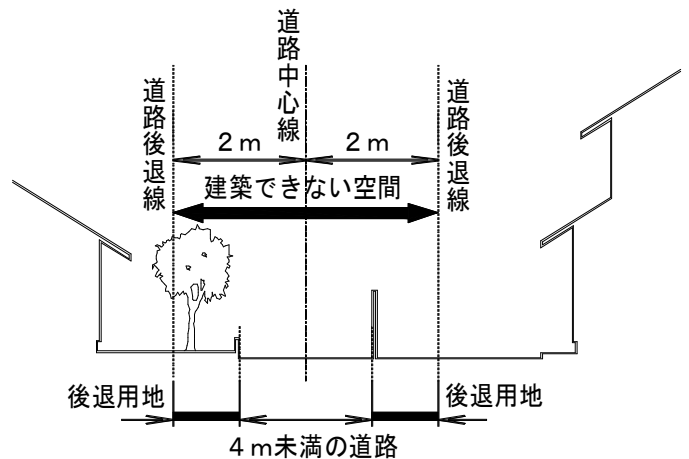
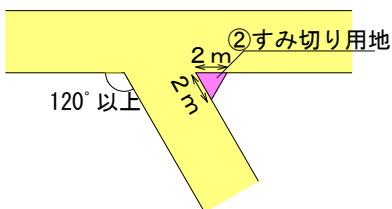
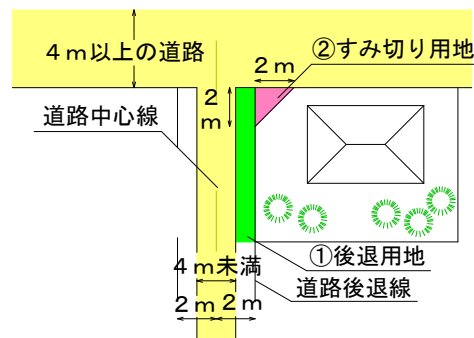
(建築基準法第42条第2項に規定する道路)

太田市建築指導課へ「協議」をお願いします。

(まずはお電話を！ 0276-47-1837 まで)

後退用地等を **寄附する** 意向があれば

(道路とみなされている土地等…下図①、②)



2項道路に敷地が接している申請者の負担を軽減し、あいまいな後退用地の存在に、道路としての機能を与えます。

後退用地等を **寄附する** 場合

1. 測量、登記

(道路境界確定、測量・分筆登記、所有権移転登記、地目変更登記)

2. 整地、整備

(後退用地内の門堀、生垣等の撤去、舗装工事)

1、2 を 太田市 負担で行います。

※ ご注意ください

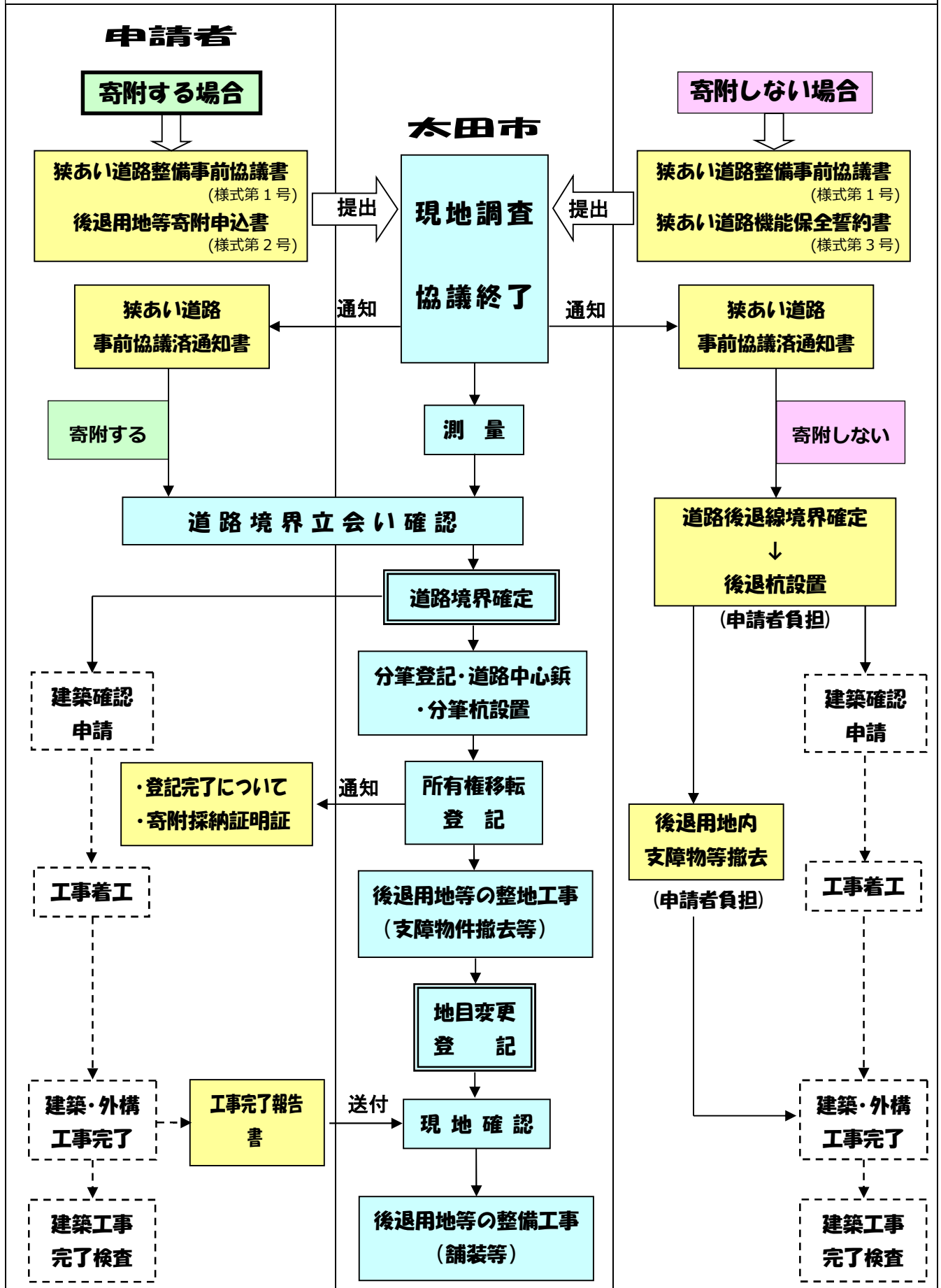
建築確認申請前(遅くとも2ヶ月前には)に「狭あい道路整備事前協議」(以下「協議」)を必ず行ってください。「協議」以前に着手した道路境界確定、測量・分筆登記、支障物件撤去等の費用は太田市では負担することができません。また、太田市の費用負担は「狭あい道路整備事業」の年度予算の範囲内で行っていますので、後退用地内の門堀、生垣等の撤去工事は、協議申請後12~18ヶ月後になる場合があります。申請者の新築工事の都合で、太田市による前記支障物の撤去が待てない場合、その撤去工事は申請者の負担で行なっていただくこととなりますので、ご了承ください。

また、適用除外となり、測量や登記、門堀等の撤去が出来ないケースもありますのでお問い合わせください。

お問い合わせ：0276-47-1837 建築指導課まで

狭あい道路整備事業制度の流れ

2項道路に接して建築計画・・・「狭あい道路整備事前協議書」の提出が必要



狭あい道路整備事業 施工事例



施工前



施工後



施工前



施工後



施工前



施工後